

IV 提言

1 人権意識について

コロナ禍という大きな人権問題が起きたが前回と同様に肯定的回答が過半数を占めており、市民意識に特段の変化がなかったことは、人権啓発活動の効果として見てよいと言える。

- (1)法令等の認知度を高めることは、それ自体が重要な人権教育・社会啓発であり、更なる周知の取組が求められる。
- (2)人権啓発においては、多様な人権課題を切り離して取り上げるのではなく、課題に潜む関連性や共通点を取り上げることで、他者の人権を理解していくことにつながると考える。
- (3)行政機関には専門知識を持った担当者があるが、公的機関に相談する割合が低いことから、市民にとって安心して利用できる相談体制の見直しが必要と考える。

2 個別の人権課題について

市民は、多様な人権課題に関心を示す中に、自分に身近な人権課題ほど関心が高い傾向が明らかである。一方で「アイヌの人々」「外国人」「震災等の災害」の課題などに関心が低いのは、身近に感じるものが少ないからである。しかし、県内への外国人の労働力・技能実習生の流入が増加することや南海トラフ地震の発生率も上昇していることから関心度の高低だけではなく、今後起こりうる課題を想定した取組にも目を向けなければならない。

3 同和問題について

- (1)2002年の「地対財特法」の廃止から2016年の「部落差別解消推進法」の施行までの期間で教育・啓発の後退が数値として表れている。「正しく知ること」や「自分事としての言動」をキーワードに教育と啓発の中身を再構築する必要がある。
- (2)同和問題（部落差別）の起源については、2002年度の教科書の記述変更により、近世政治起源説は否定され、中世のケガレが起因していることを学んできている。部落差別の本質は排除であり、その排除の理由は「ケガレ」である。そして、今を生きる私たちの心に潜在的に「ケガレ」意識が内在していることを自覚しない限り、自分事として考えることはできない。

※ ケガレ＝迷信

- (3)本調査にある「身元調査」「交際・結婚」「土地購入」に際して表出する忌避意識・行動の背景に「ケガレ」意識がある。つまり、差別の本質を正しく学ばなければ、「なぜ避けるのか？」を解決するための糸口を見つけることはできない。
- (4)本調査から間違った社会意識により、多くの市民が確かめることもなくこわいイメージを保持していると考ええる。そこで、こわいイメージの解消として、①当事者との交流、②隣保館での現地学習、③体験談の傾聴など、参加体験型の人権学習の実施を通して部落の実像やそこに住む人の思いや願いを理解し、こわいイメージの解消に努めることが望まれる。

4 クロス分析

部落差別解消推進法・同和教育の学びの有無・部落差別の起源の認識・講演会や研修会への参加回数とクロス分析した。

法律の認知が高い、学校での学びがある、研修会への参加回数が多い人ほど問題意識を持っているという結果となった。特徴的なこととしてキヨメ説の啓発効果が高いことがうかがえた。また、法律の認知度が高い人ほど、身元調査は必要ないという意識が格段に高くなっている。

同和問題(部落差別)が一番表出するのが結婚である。人生の大きな節目に人権侵害を受ける痛みは想像を超えて重い。法律の認知が高い、学校での学びがある、研修会への参加回数が多い人は、親族の結婚に際しても肯定的に受け止めている。また、土地購入に関しても肯定的な受け止めが格段に高い。法律の認知向上や研修会にいかに参加してもらうかに力を注いでいただきたい。

5 インターネット上の人権侵害について

本調査では、最も尊重されていない人権課題として認識されており、同和問題に対しての忌避意識や他人事としての認識が垣間見える。さらに、18～29 歳の「同和地区がどこにあるのか、調べていた」、「同和地区がどんなところか知りたくて、調べていた」という差別を助長しかねない回答が他の年代と比較して多いことにも対応が必要と考える。

6 企業の啓発について

- (1)育成就労制度により、地域で暮らす外国人労働者は増加していくと思われる。労働力不足の解消にとどまらず、海外からの視点を取り入れ、今までになかった発想が生まれることで新たな事業を展開したり、海外への視野が広がったりする。多様なものを受け入れ、新たな価値を見出すことで自社の成

長を促すと考える。

- (2)雇用主自身が人権感覚を身に付けるよう自覚することや社員研修を充実させる取組を行う。例えば、行政が企業や時代のニーズに合わせた DVD を作成し、現在保有している DVD も含め、貸し出しを行い、それを視聴させることで、従業員の時間を最大限に有効活用しつつ、啓発に努めることが必要である。

7 新たな啓発について

本調査では、人権に関する法律、条例の認知度は、十分とはいえない。クロス分析の結果からは、特に、法律の認知、研修会への参加回数が他の要素と比較して格段の啓発効果を示しており、どの人権侵害行為にも効果的であることが示されている。また、これまでの教育・啓発によって差別解消に向けての成果も見えている。今後は、把握した課題・効果的な内容をどのような手段・方法で教育・啓発に生かしていくのかを次の5年間に向け取組を進めていく必要がある。

分析 NPO法人 香川人権研究所